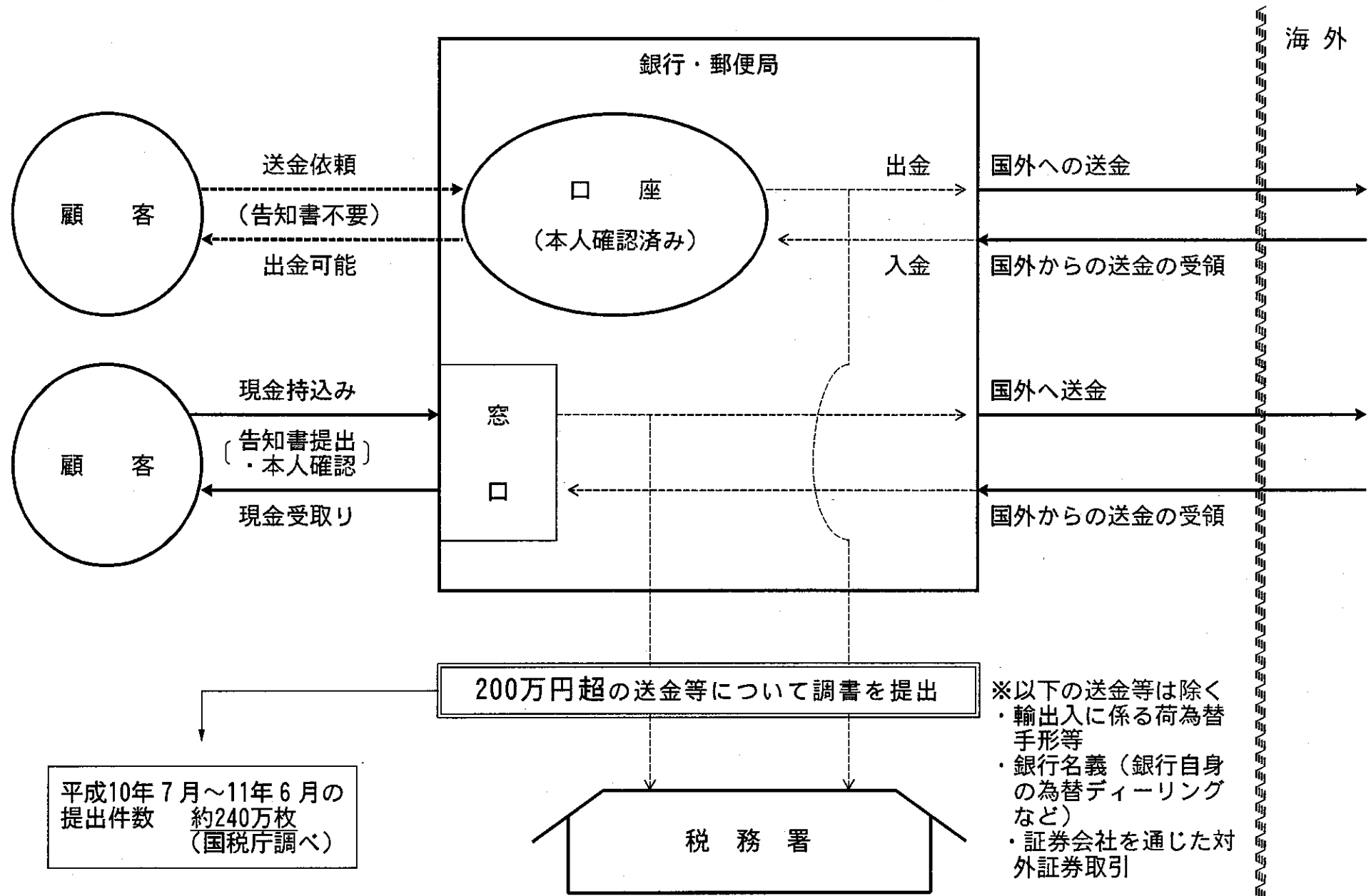


国外送金等に係る調書提出制度



３．外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

[平 9 . 4 . 22 衆議院大蔵委員会]

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 本法律が平成十年四月に実施されることを念頭に置き、金融・資本市場及び金融システムにおける規制緩和を可及的速やかに進め、我が国が国際金融センターとして国際的市場間競争に対応し得るよう、金融インフラの整備に不断の努力を払うこと。
- 一 国内金融機関の不良債権の早急、着実な処理を進め、もって金融システムの安定性確保に万全を期すること。
- 一 投資家や消費者等の立場にも十分配慮しつつ、外国為替取引の自由化によってもたらされる危険のある不正取引等を防止し、更に税に対する国民の理解と信頼が損なわれることの無いよう、資料情報制度の整備等適切な対応に努めること。
- 一 外国為替取引の自由化等により、税制面での適切な対応が求められるとともに、国税業務の一層の国際化・高度情報化・複雑化が進み、更に事務量の増大も予想される。従って複雑・困難でありかつ、高度の専門知識を要する職務に従事する国税職員につき、定員の一層の確保及び職場環境・機構の充実につき特段の努力を行うこと。
- 一 政府は、我が国が締結した条約等の国際約束を誠実に履行するため、又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、本邦からの海外送金、資本取引等をしようとする者に主務大臣の許可を受ける義務を課した場合は、速やかにその理由を公表し、国会に報告すること。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

[平 9 . 5 . 15 参議院大蔵委員会]

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 本法律が平成十年四月に施行されることを念頭に置き、我が国が国際金融センターとして国際的市場間競争に対応し得るよう、金融・資本市場及び金融システムにおける規制緩和を可及的速やかに進めるとともに、会計制度をグローバル・スタンダードに適合させるなど金融インフラの整備に不断の努力を払うこと。
- 一 本法律の運用に当たっては、外国為替取引の自由化によって増加が懸念されるマネー・ローンダリング等不正な取引を防止すると同時に、投資家・消費者等が自由化のメリットを最大限享受できるよう、十分配慮すること。
- 一 外国為替取引の自由化等に伴い、金融・証券税制を適切に見直すほか、課税回避を防止するための海外送金等の報告制度や民間国外債に係る本人確認制度の整備等に努めること。また、国税業務の一層の国際化・情報化・複雑化に伴い事務量の増大も予想されることから、国税職員については、定員の確保及び職場環境・機構の充実に特段の努力を払うこと。
- 一 経済制裁のため本邦からの海外送金、資本取引、外国貿易等をしようとする者に主務大臣の許可等を受ける義務を課した場合は速やかにその理由を公表し、国会に報告すること。

イギリス・フランス・ドイツにおける金融関連所得の把握制度（未定稿）

	イギリス	フランス	ドイツ
主な法定資料 〔利子〕 〔関連〕	銀行等は、内国歳入庁の職員から通知により要求された場合、利子受取者の氏名、住所、源泉徴収前利子額、源泉徴収額及び支払利子金額を示す資料を作成し提出しなければならない。（租税管理法17条等） 〔執行〕銀行等は全ての預金者に係る資料を毎年税務当局に報告。	金融機関は、預金利子等について、受取人の氏名、生年月日、出生地、住所、口座番号、支払額等について申告しなければならない。 （租税一般法典242条の3、附属政省令集第3巻49E条等）	税法上、税務当局が金融機関に対し不特定の納税者に関する資料の提出を求めることはできない。 （租税通則法30a条） この規定により、利子所得課税上不平等が生じているのは違憲である旨の連邦裁判所判決 （1991年6月） ↓ 30%の利子所得税源泉徴収制度の導入 （1993年1月）
証券譲渡 〔関連〕	証券業者は、内国歳入庁の職員から通知により要求された場合、一定期間の証券取引者の氏名、住所、個々の取引数量等を示す資料を作成し提出しなければならない。 （租税管理法25条） 〔執行〕証券業者は税務当局の指定期間内の取引に係る資料を税務当局に報告。	金融機関は、顧客の氏名、住所、生年月日、口座番号、年間株式等譲渡総額を税務当局に申告しなければならない。 （租税一般法典242条の3、附属政省令集第2巻39H条）	
調査権限	税務当局は、納税者及びすべての第三者に対し租税債務に係る書類を提出するよう書面による通知にて要求することができる。（租税管理法20条）（注1）	税務当局は、納税者及び限定された第三者（金融機関や給与支払者等）に対し臨場して調査を行うことができる。 （租税手続法典81条等）	税務当局は、納税者及び金融機関以外のすべての第三者に対し文書等を提出するよう要求することができる。 （租税通則法97条）
税務当局整理番号	個人番号、法人番号 〔全国〕 〔国民保険番号（特定の場合）〕	個人番号、法人番号 〔県別〕	個人番号、法人番号 〔州別〕
金融機関口座開設時の本人確認 （税務）	税務上の本人確認規則はない。 ただし、非課税貯蓄特別口座開設時には国民保険番号の提示が必要。 （所得・法人税法326C条、内国歳入庁規則1990年2361号6条）	税務規則上、公的な身分証明書による本人確認が必要。 （附属政省令集第2巻57条、第4巻13条） （注2）	税務規則上、公的な身分証明書による本人確認が必要。 （租税通則法154条）
〔マネロン〕	マネロン規則上、本人確認が必要。 （大蔵省資金洗浄規則7条） 実務上、運転免許書やパスポート等による本人確認が行われている。	マネロン規則上、写真付の公的な身分証明書による本人確認が必要。 （麻薬輸送に係る資金洗浄対策法12条）	マネロン規則上、公的な身分証明書による本人確認が必要。 （資金洗浄法2条）

（注）1. 納税者に提出要求ができる「書類」の明確化（1988年、1989年）、書類の提出要求ができる「第三者」の範囲の拡充（1989年）が行われた。

2. フランスの大衆貯蓄計画（非課税貯蓄口座）等の口座開設時にも同様の本人確認が行われている。

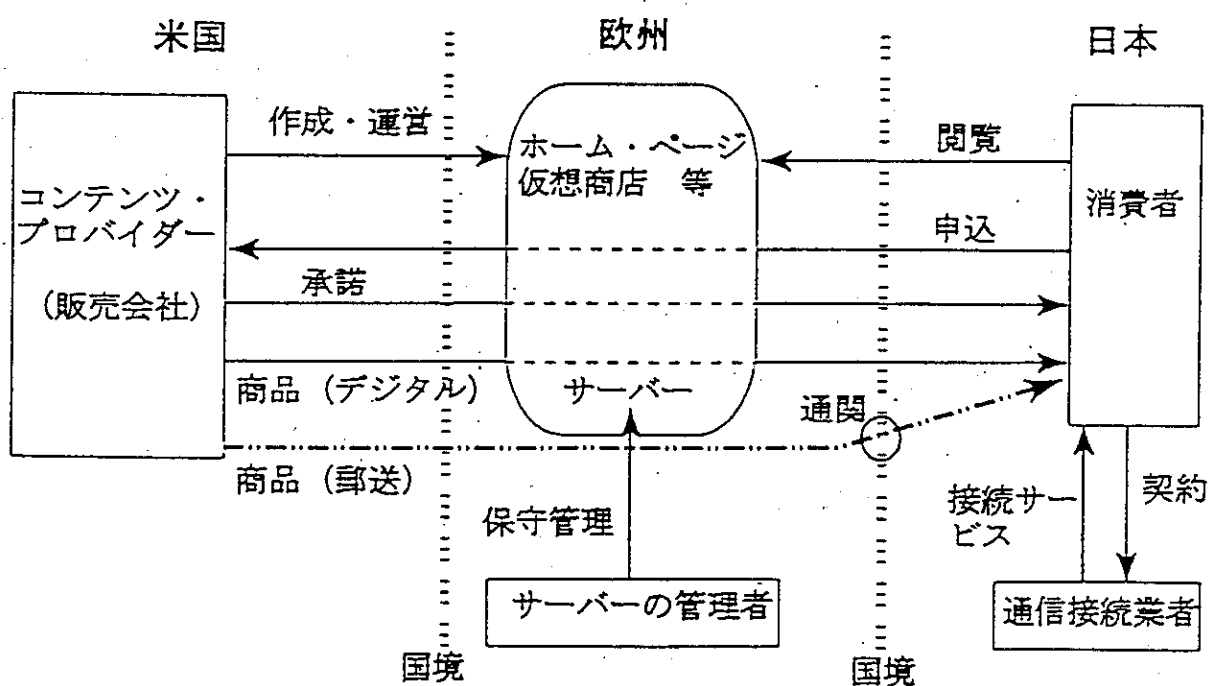
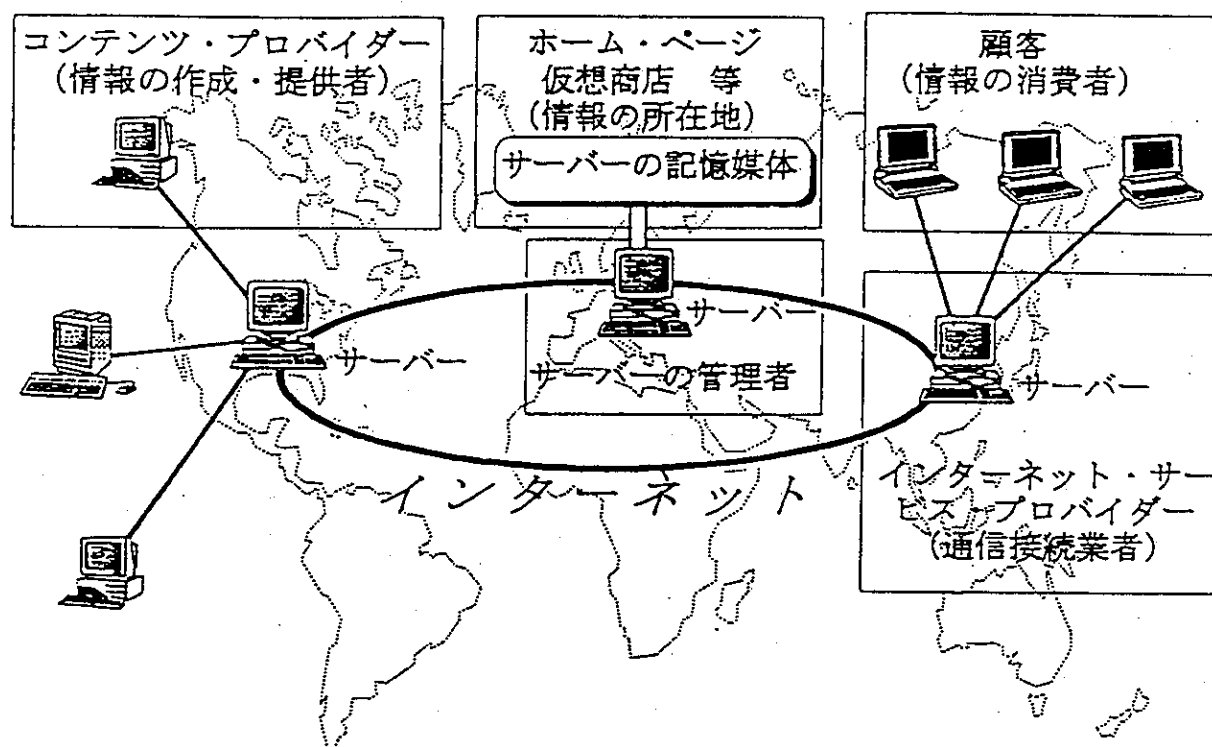
日・米・仏・英の資料提出義務違反に対する罰則

日本の国外送金等調書提出制度に関する罰則	アメリカの資料情報制度に関する罰則
次の違反行為があった場合 ・ 告知書を提出しなかった場合又は告知書に偽りの記載をして提出した場合 ・ 調書を提出期限までに提出しなかった場合又は調書に偽りの記載をして提出した場合等 ⇒1年以下の懲役又は20万円以下の罰金	・ クロスボーダーの資金移動に係る金融機関の記録保存義務及び資料提出義務違反 ⇒(行政罰) 1000ドル以下の罰金 (刑事罰) 1年以下の懲役又は1000ドル以下の罰金又は、両方の併科。 更に、1年以上の懲役となる連邦法違反の実行のために行われた場合には、5年以下の懲役又は、1万ドル以下の罰金、又は両方の併科。
イギリスの資料情報制度に関する罰則	フランスの資料情報制度に関する罰則
・ 資料提出要求に応じない場合は、300ポンドを超えない額の罰金。更に、要求に応じるまで1日につき60ポンドを超えない額の罰金。故意に不正確な資料を提出した場合3000ポンドを超えない額の罰金。	・ クロスボーダーの資金移動に係る金融機関の記録保存義務違反 ⇒1万フランの過料(情状により2万フランの過料) ・ クロスボーダーの資金移動に係る金融機関の税務当局への報告義務違反 ⇒報告されなかった額の50%の過料等

税務調査と犯罪捜査

ア メ リ カ	イ ギ リ ス	フ ラ ン ス	ド イ ツ	日 本
○ 財務長官は、犯罪捜査、税務等の目的のために有用な情報について、報告等を要求する権限を有する。 (通貨・海外取引報告法) ○ サモンズの発行権限を含む税法上の質問検査権の目的には、犯則の調査も含まれる。ただし、司法省への事案の送達後には、サモンズを発することはできない。 (内国歳入法典7602条) ↓ 税務目的の資料情報と刑事目的、その他の行政目的の資料情報を共通の法律で一体的に行なうことが可能。	○ 申告書を調査する目的で、内国歳入庁の職員は納税者に帳簿等を提出するよう書面による通知にて要求することができる。 (租税管理法19A条)	○ 税務当局は、課税標準の確定その他の租税に関する調査のため、必要な資料を保有している者に対し、その閲覧を臨場して要求することができる。 (租税手続法典81条等)	○ 税務調査は、納税義務及び租税の算定の基礎となる事実上及び法律上の事由を調査するために行なわれる。 (租税通則法199条) ○ 税務調査の途中で犯罪行為の嫌疑が明らかになった場合、調査当局は遅滞なく当該犯罪の取調権限を有する機関に報知しなければならない。この場合、刑事手続に使用される範囲内につき、納税者は税務調査を強制されない。 (企業調査規則9条)	○ 税法上の質問検査権は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 〔所得税法234条2項 法人税法156条 相続税法59条4項〕 ↓ 税務目的の資料情報制度と刑事目的の捜査(含マネーロンダリング)を同一の法律で定め、共通の情報収集を行なうことは困難。
↓ 基本的には税務目的の資料情報と刑事目的、その他の行政目的の資料情報を共有化・共通化していない。				

インターネット電子商取引のイメージ図



「電子商取引：課税の基本的枠組」（OECD租税委員会報告書）の概要

1 納税者サービスの機会

電子商取引の技術は、納税者サービスを改善するための機会を提供する。

2 電子商取引に適用される一般課税原則

- (1) 中立・公平・簡素等の伝統的な課税原則は、電子商取引についても適用される。
また、納税者及び税当局にとってのコストは最小化されるべきであり、課税ルールは簡潔でわかり易いものであるべきであり、課税制度は経済の変化に柔軟に対応すべきである。
- (2) 現段階では、既存の課税のルールがこれらの原則を実現できると考えられる。ただし、新しい措置については、これらの原則の適用の助けとなることを意図しており、電子商取引に対する差別的取扱いを意図するものでない限り、排除されるわけではない。

3 一般課税原則の適用における問題点と今後の課題

- (1) 税当局は、納税者の本人確認と情報アクセスを確保すべきであり、今後、国際的に整合的な電子署名による本人確認や記録保持・情報アクセスの仕組みについて検討していくべきである。
- (2) 税の管理・徴収のための適切なシステムが確保されるべきであり、また、徴収補助の国際的な枠組みを発展させるべきである。
- (3) 国境を越える取引に関する消費税は、消費地で課税されるべきであり、今後、消費地の定義や課税方法等についての検討を各国間で行っていくべきである。
- (4) OECDモデル条約や移転価格ガイドラインに規定される国際課税原則の電子商取引への適用方法の検討や、執行協力の在り方に関する検討等、国際協力を推進していくべきである。
- (5) 税当局としても、電子商取引に関する様々な基準・標準の形成に注目していくとともに、必要に応じて適切に参加していくべきである。

4 オタワ会議以降のプロセス

オタワ会議以降においても、民間との意見交換を継続するとともに、OECD加盟国以外の国々とも接触しつつ、租税委員会における作業計画を進展させる。

高度情報通信社会推進に向けた基本方針(抄)

平成10年11月9日

Ⅱ. 高度情報通信社会の実現に向けた課題と対応

(1)電子商取引等推進のための環境整備

⑩税

電子商取引等の発達により、経済取引が複雑化・国際化し、誰が、いつ、どこで、どのような取引を、どれだけ行ったか、といった取引の実態を正確に捉えることが今後更に困難になっていくと考えられ、それに伴って、適正な課税のあり方を検討していく必要がある。

電子商取引等への課税は、公平、中立、簡素であるとともに、電子商取引等が国際的規模で行われることから、国際的に見て二重課税や課税漏れがないよう、国際的整合性を確保することも重要である。こうした観点から、OECDにおける課税の基本的枠組に関する報告を踏まえた更なる検討等に向けて我が国としても努力していくべきである。

[平成 11 年 10 月 19 日 金融審議会第 2 部会]

3. 金融機関の破綻処理のあり方 (抜粋)

(2) 一般資金援助を伴う営業譲渡の迅速化

(略)

一般に、預金等の一部カットのような私権の一部剥奪を伴う倒産処理は、最終的には司法手続に依らざるを得ない。しかし、金融機関の破綻処理を迅速に進めるためには、司法上の手続に入ることを前提として、その前に司法手続の外で破綻金融機関の営業譲渡を行うという手法が有効であり、このような手法を可能とするためには、①事前準備、②資金援助が可能となる場合の拡大、③営業譲渡手続の迅速化・簡素化、等について特別な手当が必要となる。

① 事前準備

金融機関の破綻処理を迅速に行うためには、名寄せや資産内容の把握等が事前に行われていることが求められる。したがって、預金保険機構及び監督当局が密接に連携をとりながら、実際に破綻が起こる前に、破綻処理に備えて可能な限りの準備を行っておく必要がある。

また、一預金者当たり一定限度額（現行 1000 万円）まで保護するという預金保険制度の下で、金融機関の破綻処理を行うためには、破綻した金融機関の預金者等の名寄せを行うことが不可欠である。

破綻時に預金保険機構において名寄せ作業を開始することとすると、名寄せ作業そのものが迅速な破綻処理の障害となる。破綻処理の迅速化という観点からは、金融機関に対し、少なくとも当面、平時から預金者データを預金保険機構にスムーズに引き継ぐことができるためのシステム対応を求め、更に、預金保険機構が金融機関の対応状況を把握できるようにすることが必要となる。

(略)

基礎年金番号について

1 基礎年金番号実施の趣旨

- 年金制度は昭和60年の年金改正により、全国民に共通の基礎年金を導入し、被用者年金（厚生年金、共済年金）は基礎年金に上乗せする仕組みとして、制度的には一元化を図った。
- しかしながら、加入者の記録は各制度ごとの年金番号により別々に管理されてきたため、加入者一人ひとりについて、各制度を通じた生涯の加入記録をまとめて把握することが困難であり、適用や手続きの面でさまざまな問題が生じていた。
- このことから、すべての制度間で共通に使用する「基礎年金番号」を導入して、加入した年金制度を一元的に管理し、各制度間を異動する加入者などに関する情報を的確に把握する仕組みを構築することとした。

2 基礎年金番号の実施

- 平成9年1月から基礎年金番号に基づく業務を開始

〈参考〉

①基礎年金番号の付番

基礎年金番号は、年金加入者の9割を占める厚生年金、国民年金加入者については、従来の年金番号（年金手帳の記号番号）をそのまま基礎年金番号として使用し、共済組合の組合員については、新たに付番した。

②基礎年金番号の体系

「記号」 「一連番号」

〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇（従来の国民年金・厚生年金保険と同様の番号の体系）
（10桁）

- 平成11年3月末の基礎年金番号の付番者数 約9,364万人

3 基礎年金番号実施の効果

(1) 平成9年1月からの効果

- ・ 国民年金第1号未加入者・第3号未届者への各種届出案内による年金権の確保
- ・ 国民年金の被保険者種別変更届及び複数年金受給権者に係る届出の簡素化
- ・ 複数年金受給権者の併給調整の適正化による多額の返納金の発生の防止

(2) 将来的な効果

- ・ 過去の記録の整理により年金加入記録や年金見込額のお知らせといった新しい行政サービスが可能
- ・ 年金の裁定や年金相談における的確・迅速な対応が可能

4 個人情報の保護

- (1) 個人情報保護法により、行政機関が保有する情報については、保有目的以外に利用、提供を制限。
- (2) 社会保険庁に年金番号管理室を設けるとともに、データ保護管理規程を定め、データの提供は、本人であることを確認した場合以外は行わない。
- (3) IDカードによる電算室入退室管理やデータへのアクセスの限定等の厳格な管理。
- (4) 加入者本人に対しても、年金権の保全やプライバシーの保護のため、他に利用されないよう注意を喚起。
- (5) 基礎年金番号が他人に悪用され、それにより本人が不利益を受けた場合は、本人の申出により、基礎年金番号を変更。
- (6) 事業主は、基礎年金番号が記載された年金手帳を適正に取り扱わなければならない旨を、厚生年金保険法施行規則で規定。
- (7) 個人情報保護の観点から、基礎年金番号の取扱いについて留意すべき点をガイドラインとしてまとめ、関係方面等に周知徹底。

住民基本台帳ネットワークシステムの構築について (住民基本台帳法の一部改正)

趣 旨

各種行政の基礎であり居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、
4 情報〔氏名・住所・性別・生年月日〕と住民票コード等により、
全国共通の本人確認ができる仕組みを構築する。
高度情報化社会に対応して、国・地方を通じた行政改革、住民の負担軽減・サービス向上を図る。

システムの活用

住民の利便向上のため様々な活用

1 住民基本台帳事務の効率化

- ・住民票の写しの広域交付→全国どこの市町村でも自分の住民票の写しがとれる
- ・転入転出の特例 →窓口に行くのは転入時 1 回だけですむ。

2 国の機関等への情報提供（4 情報〔氏名・住所・性別・生年月日〕と住民票コード等）

法令上明確に規定された分野で住所確認、生存確認等に活用（16 省庁・92 事務）
（例）雇用保険の給付、労災の給付、恩給・共済年金の支給、建築士の免許、宅建資格の登録
→住民が住民票の写しをとったり、証明を受けに行かなくてすむ。
⇒電子申請、ワンストップサービスに必要な本人確認システム

3 住民基本台帳カード

確実な本人確認

本人の申請により、市町村がカード交付。1 の手続などに活用。
→・福祉カード、印鑑登録カード、施設利用カードなど様々な機能追加可能
・写真を貼って身分証明書としても活用可能
・なりすまし転出届等の不正行為もカードで防止可能

個人情報保護

国際的基準を踏まえ法令上、技術上十分な保護措置

システム導入に伴い必要となる法律上の保護措置については、住民基本台帳法で十分に対応

民間利用禁止

センター保有情報限定

守秘義務

技術的保護措置（専用回線、暗号化、認証チェック、アクセス監視等）

法人等に対する付番に関する税制調査会における検討（１）

○ 昭和 63 年 12 月 納税者番号等検討小委員会報告（抜粋）

第二 納税者番号をめぐる諸問題とその考え方

2 具体的仕組みについての基本的考え方

(1) 国民への番号付与の方式

仮に我が国に納税者番号制度を導入することとする場合、まず、国民への番号の付与についてどのような方式を採用するかが問題となる。

（ 略 ）

- ⑥ 法人についても所得等の把握を行う必要がある。また、仮に法人の取引を納税者番号制度の対象としない場合には、個人の取引を法人名義で行うことにより把握を免れることが可能になる。したがって、法人の取引も納税者番号制度の対象とし、法人にも番号を付与することが必要となる。その場合、法人数は個人数に比し少ないこと、法人には一般に公開される登記簿があること、大多数の法人については税務当局は既に把握していることなどから、個人に比べ番号付与に関する問題は少ない。

なお、法人に番号を付与する場合には、人格のない社団等についても別途その番号付与の方策について検討する必要がある。

法人等に対する付番に関する税制調査会における検討（２）

○ 平成４年１１月 納税者番号等検討小委員会報告（抜粋）

第一 検討の成果

２ 番号付与の方式

（略）

(2) 法人付番の方式

法人に対する番号付与については、税務当局の管理データに基づく付番方式（以下「税務データ方式」という。）及び商業登記簿・法人登記簿に基づく付番方式（以下「登記簿方式」という。）が考えられるが、両付番方式の実施方法の概要を具体的に想定し、その主な特徴について検討を行った。その結果は、次のとおりである。

	税 務 デ ー タ 方 式	登 記 簿 方 式
データ項目	・ 法人名称 ・ 設立年月日 ・ 納税地 等	・ 法人名称 ・ 設立年月日 ・ 本社所在地 等
カバレッジ	・ 法人税納税義務のある者	・ 商業登記を行う法人 ・ 法人登記を行う法人
主な情報源	税務当局の管理データ	・ 商業登記簿 ・ 法人登記簿

税務データ方式については、情報源となる税務当局の管理データは完全に電算化されているが、収益事業を営まず源泉徴収も行っていない公益法人のデータを保有していない等の問題がある。登記簿方式については、公益法人のデータは存在するが、営業活動を行っていない休眠会社が登記簿に記載されているためその整理が必要であり、登記簿方式の情報源となる商業登記簿、法人登記簿はほとんど電算化されていない等の問題がある。

多数存在する人格のない社団等については、商業登記簿、法人登記簿に登録されておらず、また、収益事業を営まず源泉徴収義務もない人格のない社団等が税務当局の管理データに含まれていないため、いずれの方式によっても、現状においては完全な付番を行うことは難しいと考えられる。

3 納税者番号制度の評価

(5) プライバシーの保護

納税者番号制度を巡るプライバシー保護について議論するに当たっては、税務情報についてのプライバシー保護、行政一般におけるプライバシー保護及び民間におけるプライバシー保護に分けて論ずることが必要である。このうち、税務情報については、税務当局は適正な税務執行のために納税者の経済取引に係る情報を収集する必要がある、その限りでプライバシーの権利が制限されざるを得ないと考えられる。…(略)…

② 行政におけるプライバシー保護

イ 我が国の行政機関が保有する個人情報に係るプライバシーについて、現状においても以下のような保護措置が採られている。

公務員の守秘義務については、国家公務員法に「職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。」との規定があり、また地方公務員法にも同様の規定がある。また、これに加えて、税務職員については、税法によってより重い守秘義務が課されている。

さらに、個人情報の取扱いについては、個人情報保護法は、個人情報ファイルの保有制限等の国の行政機関に対する規制や自己情報の開示請求権等の個人の権利を規定している。納税者番号制度が導入された場合の同法の適用の有無については、番号データにより特定の個人が識別され、電子計算機処理され、かつ、番号データを保有・使用する主体が国の行政機関である場合には、同法が適用されると考えられる。また、地方公共団体においても、…(略)…平成4年4月1日現在で901の地方公共団体において個人情報に関する条例が制定されている。…(略)…

ロ 納税者番号制度とプライバシー保護との関係に関しては、国民の間に漠然とした不安があるが、この不安には、行政の過剰な統制に対する懸念や事故の個人情報が知らない間に利用されていることに対する不安等、種々の要素が含まれていると考えられ、納税者番号制度によるプライバシーの侵害というときに、具体的にどのような事態が問題となるのか、い

まだ必ずしも明確に認識されているわけではないと考えられる。

ただ、税務当局は適正な税務執行のために納税者等の経済取引に係る情報を収集する必要がある、その限りでプライバシーの権利が制限されざるを得ないという考えは、受け入れられつつあるように思われる。…(略)…

③ 民間におけるプライバシー保護

個人情報を収集し利用する場合、例えばダイレクト・メールへの利用等、民間企業によって個人情報の収集や顧客情報の集中管理が行われれば、国民の間でプライバシーの侵害と意識されることがあるとの意見もあった。特に納税者番号制度が導入されて番号が民間で利用されれば、プライバシー侵害のおそれが高まるという不安があることにも留意すべきである。

4 国民の理解

…(略)…国民の理解を深めるための本格的作業はこれまで着手されるに至らなかった事情から、国民の納税者番号制度に対する理解はいまだ十分に深まっている状況ではないと考えられる。

プライバシーについて言えば、国民は、適正な税務執行のために必要な限りでプライバシーの権利が制限されることもやむを得ないと考えられるとしても、納税者番号が税務以外の行政分野で利用されることについては、プライバシーの観点から強い懸念を抱いていると考えられる。…(略)…

以 上